氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３０年度　２月度）

１　日　　時　　平成３１年２月１日（金）

開会：午後１時５１分

閉会：午後２時３２分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１４名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男　 5番　六田　敏夫　 6番　上出　義美

7番　両國　明美　 8番　中嶋　知子　 9番　川上　悦男

10番　寳住　與一 11番　山下　　裕 13番　大澤　昌弘

14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　１名

12番　江添　良春

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　石田　貢一　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３０年度２月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を寳住委員の主唱に　より、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１４名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、大澤委員、扇谷委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号１～の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、合計で筆、設定面積㎡を、名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長）　それでは、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は３件、筆で、申請面積は㎡です。

番号１の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　富山市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

申請地につきましては、譲受人は小作権を有し、長年耕作されています。なお、今回の所有権移転の申請にあたり、小作権解除の通知書につきましても併せて受理しております。譲受人の経営耕地は㎡となります。

番号２の申請農地は氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　埼玉県所沢市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人の経営耕地は約㎡で、譲受人は島尾、宮田地区を中心に農業経営を展開されておられ、農地管理の面でより一体的・効率的な利用が見込まれるものと判断いたします。

番号３申請農地は氷見市＊＊番の田、面積は㎡です。

譲渡人　千葉県印旛郡酒々井町＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人の経営耕地は約㎡で、申請農地につきましては平成２０年から３０年末まで利用権を設定し、譲受人が耕作されておられました。

また譲受人は、申請農地の近隣の田、番及び番をはじめ、この地に田筆を所有・耕作されておられることから、農地管理の面でより一体的・効率的な利用が見込まれるものと判断いたします。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長）　次に、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件３件につきまして、説明申し上げます。

番号１、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は高岡市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号２、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は畑、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号３、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、番、地目は登記が畑、現況は宅地、面積は合計で㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

この案件は違反転用に該当していますので、始末書が提出されています。

（引き続き、許可基準について説明）

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と当該地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件いずれも、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が添付されています。

以上、今回のすべての案件につきまして、原案のとおり許可相当であると判断したことを報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会２月度定例総会を終了します。

～　その他連絡事項　～